

1. 1963年6月11日第9回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集する。

2 招謹具は次の通りである。

譲	2	6	9	12	15	18	21
名	郎	太	正	繁	永	秀	光
氏	久	川	田	川	村	佐	村
譲	天	石	石	石	仲	伊	仲
譲	1	5	8	11	14	17	20

3 不應議員は次の通りである。
4 普安次官

出席議員は以下に於て該議員と並んである。

5 次第は不應招請と同様である。

本会議の書記は次の通りである。
書記長 森川正壽

ニヤムアカシヨウ

会期の決定について
議案第 1 . 会議長署名議員の決定について
議案第 2 . 市長の市政方針発表
議案第 3 . 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について
議案第 4 . 宜野湾市職員等の旅費に関する条例の一部を
改正する条例について
議案第 5 . 宜野湾市職員等の旅費に関する条例について
議案第 6 . 宜野湾市職員等の旅費に関する条例について

支拂方法を定める条例の一部を改正する条例について

- 議程第 7, 議案第 20 号, 宜野湾市都詠設置条例の一部を改正する条例について
議程第 8, 議案第 21 号, 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について
議程第 9, 議案第 22 号, 宜野湾市酒類販賣条例設置について
議程第 10, 議案第 23 号, 宜野湾市區設置条例を廃止する条例について
議程第 11, 議案第 24 号, 宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例について
議程第 12, 議案第 25 号, 宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例について
議程第 13, 議案第 26 号, 基本財産基金の一般会計への繰り入れについて
議程第 14, 議案第 5 号, 市道の道路工事（側溝を含む）早急着手方
議程第 15, 議案第 6 号, 市教育への助成方について
議程第 16, 議案第 7 号, 市立施設への助成方について

9. 会議の終末

議 長～出席議員 13 名であります。草野村自治法第 53 条の規定により議会は成立致しますので、只今より第 9 回宜野湾市議会定例会を開会致します。（午前 10 時 20 分）

議 長～暫く休憩致します。（午前 10 時 22 分）

議 長～再開致します。（午前 10 時 39 分）

議 長～甲番、乙番、丙番、丁番、戊番の出席を報音致します。

議 長～直ちに本日の会議を開きます。

議 長～議程第 1, 会期の決定についてをお諮り致します。

議 長～本会期は予算議会であるも 1 月間の 20 日間もろたいと想いますが御異議を否いませんか？

（異議なしと擧る）

議 長～御異議がないものと認め本会期は 1 月 21 日より 6 月 20 日までの（20 日間）と決定致します。

議 長～議程第 2, 議事録署名議員の内定についてお諮り致します。

支給方法を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 7, 議案第 20 号, 宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例について
日程第 8, 議案第 21 号, 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第 9, 議案第 22 号, 宜野湾市消防団条例設置定について
日程第 10, 議案第 23 号, 宜野湾市区設置条例を廃止する条例について
日程第 11, 議案第 24 号, 宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例について
日程第 12 議案第 25 号, 宜野湾市上下水道給水条例の一部を改正する条例について
日程第 13 議案第 26 号, 基本財産基金の一般会計への繰り入れについて
日程第 14 陳情第 5 号 市道の道路工事(側溝を含む)早急施工方
陳情について
日程第 15 陳情第 6 号 市体協への助成方について
日程第 16 陳情第 7 号 市農業会への助成方について

9. 会議の終末

議長～出席議員 15 名であります。市町村自治法第 53 条の規定により議会は成立致しますので、只今より第 9 回宜野湾市議会定例会を開会致します。(午前 10 時 20 分)

議長～暫く休憩致します。(午前 10 時 22 分)
議長～再開致します。(午前 10 時 39 分)

議長～9番、16番、1番、5番、4番の出席を報告致します。

議長～眞ちに本日の会議を開きます。
議長～日程第 1, 会期の決定についてをお語り致します。

議長～本会期は予算議会でもあるし、会期 1 月の 20 日間もちたいと思いま
すが御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本会期は 6 月 11 日より 6 月 30 日までの(20 日間)と決定致します。

議長～日程第 2, 議事録署名議員の指名についてお語り致します。

議 長～議長指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～議長指名がないものと認め議長指名と致します。10番、又吉正樹、1
3番、伊佐真得の兩議員にお願い致します。

議 長～暫く休憩致します。(午前10時40分)

議 長～休憩致します。(午前11時30分)

議 長～質問第3、市長の施政方針発表を願います。

市 長～市長格後、満1ヶ月後の1956年年度の宜野湾市予算議会を開えるに
至りました。過ぎし1ヶ月を反省して、更に今年度、特に重点として
執行すべき項目を一応皆さんにお話し申し上げて、今般の私の施政の
方針に便りたいと思います。まず1ヶ月を振りかえつて見ますと、6
月度は非常に忙しい年であったと、先にもちよつと話しがあきました
が、7月に市長格致しまして、その祝賀行事が済むかと思うと、
市長、議会議員の改選で通常開会直後までずっと11月頃まで続いた
訳であります。そのとさくさが過ぎて、年を明けてから、いよいよ
議員のおちついたかつ好になつたのであります。この間に、今まで
前一ヶ月とは申しますものの、じつくり取つ込んで仕事の出来たの
は、半年位であります。過ぎた1ヶ月で宜野湾市には新しい議會堂が
竣工した、これに事業面ではつまうしたものであります。尚市
として最も今日まで大きな懸念の1つとしさせさせられておつた所の
米浦行政の強化推進と云う意味で、行政区の再編成をしようと云うの
で一層立派致しまして、大体今月までにそれに成るされた訳であります。
尚宜野湾市の優先の機構がずっと宜野湾村時代から、その立派に
置かれていましたので、一応それを改正して市としての行政の執行が
スムースに出来る様に改善していきたいと云う所んで機構の改善して
いきたいと云う所んで機構の改善の実を挙げて今日その成績が出来た
訳であります。その他に土地調査や都市計画の事業はづつと継続して
進めでおりますが、後で建設経費の所で、現段階の状況をお伝え致し
ますが、これと関連して、どうして宜野湾市にはこれから火そう場
が必要であると思いまして、源ねがねからその場所を考えておつたの
であります。せまい宜野湾市の地域には、なかなか適当な地域が見
あたらないので、今までどうと云うてとも打ち出せなかつたのであ
りますが、今度、北中城と中城が宜野湾と一體になつて、これを待ち
たいと云うお話し合いが進められて、一、二回話しをしておりますが
大体場所も豊沢の近くに出来るそぞであります。これは未だ進行中であ
りますので、これも、これから先続けて是非設置したいと思つております。
尚真栄蔵の郵便局の新設については、議長も一々に当層にもお

議長～議長指名とすることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議長指名と致します。10番、又吉正弘、13番、伊佐真得の再議員にお願い致します。

議長～暫く休憩致します。(午前10時40分)

議長～再開致します。(午前11時15分)

議長～日程第3、市長の市政方針発表を願います。

市長～市昇格後、満1ヶ年後の1964年度の宜野湾市予算議会を向えるに当りまして、過ぎし1ヶ年を反省して、更に今年度、特に重点として執行すべき項目を一応皆さんにお話し申し上げて、今日の私の市政の方針に変りたいと思います。先ず1ヶ年を振りかえつて見ますと、63年度は非常に忙しい年であつたと、先にもちよつと話しがありましたが、7月に市昇格致しまして、その祝賀行事が済むかと思うと、市長、議会議員の改選で選舉が立法院までずつと11月頃まで続いた訳であります。そのさくさが過ぎて、年を明けてから、いよいよ住民のおちついたかつ好になつたのであります。この間に、今まで約一ヶ年とは申しますものの、じつくり取つ込んで仕事の出来たのは、半年位であります。過ぎた1ヶ年で宜野湾市には新しい消防庁が工した。これは事業面でのつつきりしたものであります。尚市として最とも今まで大きな課題の1つとして挙げられておつた所の末端行政の強化推進と云う意味で、行政区の再編成をしようと云うので一応立案致しまして、大体今までにそれに成案された訳であります。尚宜野湾市の役所の機構がずっと宜野湾村時代から、そのままに置かれていますので、一応これを改正して市としての行政の執行がスムーズに出来る様に改善していきたいと云う何んて機構の改善していきたいと云う何んて機構の改善の案をつけて今日その成案が出来た訳であります。その他に土地調査や都市計画の事業はづつと継続して進めておりますが、後で建設部面の所で、現段階の状況をお伝え致しますが、これと関連して、どうしても宜野湾市にはこれから火そう場が必要であると思いまして、聚ねがねからその場所を考えておつたのであります。せまい宜野湾市の地域には、なかなか適当な地域を見あたらないので、今までどうと云うこととも打ち出せなかつたのであります。今度、北中城と中城が宜野湾と一諸になつて、これを持ちたいと云うお話し合いが進められて、一、二回話しをしておりますが大体場所も豊富の近くに出来そうであります。これは未だ進行申であります。尚真栄原の郵便局の新設については、議長も一に当局にもお

話をして現地の調査もして戴いたのであります、今郵政局では予算の面で非常に苦労しておられるんで何んとか真栄原の局を設置するだけの予算を組んで提出して置いて早くこれを設置して戴きたいと云うことと申し入れております。その件につきましては、政府でもこれを良く検討して見ると云う形に今あります、農業経済面におきましても現在の第1次融資が戦後、豪狂はキビ作りでいくらかは、堅強化しておりますが、不景の状況にあるので何んとかして農業經營改善をさせてこの増収をはかると云う意味から政府に地元の方々と政府の方々との指導助言から話し合ひを持つて、志真志地区に一部これは西界にも地主が又がりますが、今後農業構造改善のバイロット地区が指定される様になつております、その他の農業面を通じての段階においては皆様は皆さん御承知の様に宜野湾市は申添でもそう悪くはない、前に申請地区の農業失連会で多額の債務をしたんだが去つた年度は2位であります。この面で加つて戴きたいことは、最近大蔵省市内に増えつつある、その反面又プラタの販賣がぐつと減つておると、プラタを削とか點やしたいと云うので源の方でも色々策を練つておりますが、どうしても今後改擴とんにしても今度での副業何を考え方よりは、これはヨリの企業化をする方向に持つて行く必要があると云うことです。最近これを進めておる事であります。而これに加えて農業経済の面で申し上げたいことは今日まで普天間が主体となつて普天間商工会があつたのですがあります。この度は全市を一円とした所の商工会議所が発足されたと云うことであります。これの背景についても今後協力ををして行きたいと思ひます。尚それに平行して現在この商工會中であります商工議員の講義を計画されておりますが、又今その準備委員会が設立して、色々話を聽かれておる様であります。が南としてもこれの完成には努力して行きたいとこう思つております。財政面に御きましては、もう数年前からどうしてても貿易の強化が必要であると云うことですが、これは常に努力して来たのであります。懸念ながらその成績は、普通の一方向をたどる様になつておらず、これはこのままでは行かないのです。今後これにどう対処するかと云うことにつきましては、先に申し上げた復興の機構で今日まで財政の方面で色々他方面において仕事を持つておつた農業の外に色々の面を持つておつた訳であります。例えば、と橋の貿易及び布場の管理を見る時は財政の管理の面を見せておつぶんだが、そのため役員の改革で今までの財政の最も力を入れるべき仕事であつた、役員の方の勤務一本で見てもらうようにと云う者で今までの財政課を新規に変えたいとこう思つております。そして他の面は、地の上に、例えば、と橋や公若布場の管理の点とさへ經濟面の方に、尚財政管理の方は、新規課、或は企画課の方に移し今までの財政課の荷物を転換して新規の方に一生懸命にやつて戴きたいと云うふうに思つておりますが、農業部面では、先ず農業の特進課が今度完成致しました。それ以前年度からの引継ぎの工作で前に検査が通らなかつたため、一旦その検査を通しては、半ばの波入をすましてからにしようとして、今後は特に越されたのであります。こ

話ををして現地の調査もして載いたのですが、今郵政庁では予算の面で非常に苦労しておられるんで何んとか真栄原の局を設置するだけの予算を組んで出して載いて早くこれを設置して載きたいと云うことを申し入れております。その件につきましては、政府でもこれをお良く検討して見ると云う形に今あります。産業経済面におきましては現在の第1次産業が戦後、最近はキビ作りでいくらかは、復興はしておりますが、不振の状況にあるので何んとかして農業経営改善をさせてこの増収をはかると云う意味から政府に地元の方々と政府の方々との指の指導助言から話し合いを持つて、志賀地区に一部これは西原にも地主が又がりますが、今後農業構造改善のパイロット地区が指定される様になつております。その他の農業面を通じての現段階における成績は皆さん御承知の様に宜野湾市は中部でもそう悪くはない。前に中部地区の産業共進会で3回の優勝をしたんだが去つた年度は2位であります。この面で知つて載きたいことは、最近大家族が市内に増えつつある。その反面又ブタの頭数がやつと減つておると、ブタを何とか増やしたいと云うので謀の方でも色々案を練つておりますが、どうしても今後は養豚とともに今までの副業的な考え方よりは、これはユーリの企業化をする方向に持つて行く必要があると云うこと、最近これを進めている訳であります。尚これに加えて産業経済の面で申し上げたいことは今日まで普天間が主体となつて普天間商工会があつたのであります、この度び全市を一円とした所の商工会議所が発足されたと云うことあります。これの育成についても今後協力をして行きたいと思います。尚それに平行して現在この準備中でありますが商工信協の結成を計画されておりますが、又今その準備委員が設立して、色々話を持たされておる様でありますが市としてもこれの育成には努力して行きたいと思うのであります。財政面におきましては、もう數年前からどうしても徴税の強化が必要であると云うことで、これには常に努力して来たのでありますが、残念ながらその成績は、経過の一方をたどる様になつております。これはこのままで行けないので、今後これにどう対処するかと云うことにつきましては、先に申し上げた機関で今まで財政課の方で色々他方面において仕事を持つておつた税務の外に色々の面を持つておつた訳でありますが、例えば、と場の管理及び市場の管理を見る或は財産の管理の面を見せておつたんだが、このたび機関の改革で今までの財政課の最も力を入れるべき仕事であつた、税務の方の税務一本で見てもらうようにと云う考へで今までの財政課を税務課に変えたいとこう思つておりますそして他の面は、他の課に、例えば、と場や公営市場の管理の面ときは経済課の方に、尚財産管理の方は、税務課、或は企画課の方に移して今までの財政課の荷物を軽減して税務の方に一生懸命にやつて戴きたいと云ふうに思つておりますが、建設部面では、先ず無数の耕地認定が今度完成致しました。これは前年度からの引き継ぎの工事で前に検査が通らなかつたので、一筋その検査を通すのは、キビの穀入をすましてからにしようとして、今後に持ち越されたのであります、こ

の旨これも~~本~~工して検査が通りました。尚土木關係の大旨を工事では次山の鉄道線路の道路の工事が現在工事執行中であります。大体は開通~~する~~出来ておるんじやないかとこう思つております。もうヨリは普天間のハウジングの前み~~本~~工事であります。さらんの通り未だこれが工事の執行中であります。都計關係ではマスター・プランが未だ未だ計画中でありますので、これを急いでいる訳であります。いわゆる計画の問題も未だ済んでおりません。これを見算して行くには、土地調査も終了完了しておりません。大体土地調査は今全般、金宜野市の方とんどり分り通りが調査されて複数のが多く分付佐、喜友名、普天間の一郷、それとひ行場内堤防が残つてありますので、これも本年後半に終え得んじやないかと。こう思つております。区画整理につきましては、この期も未だ計画。その段階にあつて、まず今計画には普天間の開拓地と次郎名字地溝の整備からやろうと云う所で、今計画を進めておる所であつます。次の水道渠の状況を申し上げますと、63年度で配管を延ばして区画をやつたのが、マーシー地区の方は、前の配管を~~抜~~り出して、配管替えをした所であります。大蔵名の方は延長になつております。こう云う工事をやりつつ、一郷市民への給水工事を続けて來ておりますが、現在東野側の水道で漏水している栓数がうなりとも检测してあります。63年度の治水の担当では、その半分位い。とにかく本年度で増した所が15~30%の増しになつております。63年度では、ほんとが漏水されると云ふことを想ひます。今後の問題として、今度の新つてなむ地盤は1号地盤であります。今度のかんばつの場合に1番困るつたのがこの1号地盤の部落であります。併るとかして今度は1号地盤へ配管につけて計画し配管をもつてこの工事が出来る様にされ様。これがヨリの災害の恒久的な対策にもなると云うので、その計画を進める様に話し合つてあります。以上は次第過ぎたまゝ年の事であります。これから先どう云うことをして行くかと云うことにつきましては、今度の予算では直接關係があります。各課の方でもそれを譲り合つて大体予算の見直しをしてありますので、その直後一通り申し上げますと、個々によつて色々なものでありますが、例が十二分紅葉されなかつて林に赤ず执行機關と二段会議が一~~月~~になつてこれをかし難い所べく努力せぬ者を除かねば、その残業にしても執行機関の職員に云ひても、遅券ある労働者等が新規するに當り、それに對する荷をもやあなけりやかく東京から云うふと云ふ。議会の場合はお前にも、各課区議會は第幾多事務を執事としていつとも云つて同又復新の職員に委嘱してある。これは市議會でなまに。執行機関の裏方を務めじやなくて、執行の職員も居じまとてあります。市議會はも今度特やうの政務に努力されておられますので、本市に近づきシテ貢献。これを採用したかとこう思つてあります。前段落に申し上げまし本年度行財の強化については、市の議會の皆み大勢多く各部落にこの有効活動が十二分に盛り上がりつつ、そして行政に努力出来るような体制が構築、効率化して新規取扱いをう思つております。更に今まで貢献にかけて取り扱われた公報や賛成モール企画室に移して、この活躍もこれから大きいこと。これらをもとに、令和に力を倍されたのであります。

の前これらも工して検査が通りました。尚土木関係の大きな工事では大山の鉄道線路の道路の工事が現在工事執行中であります。大体 8 月通り出来ておるんじやないかとこう思つております。もう 1 ヲは普天間のハウジングの前の配水工事でありますが、こちらの通り未だこれが工事の執行中であります。都計関係ではマスター・プランが未だ未だ計画中でありますので、これを急いでいる訳であります。いわゆる図面の説明も未だ済んでおりません。尚これを実施して行くには、土地調査も未だ完成しておりません。大体土地調査は今全村、全宣野湾市のはとんど 9 分通りが調査されて残されたのが、多分伊佐、喜友名、普天間の一部、それとひ行場内程度が残つておりますので、これも本年度中に終えるんじやないかと、こう思つております。区画整理につきましては、これも未だ計画、その段階にあつて、まず今の計画には普天間の開放地と大謝名字地の整備からやろうと云うので、今計画を進めておるのであります次の水道課の状況を申し上げますと、63 年度で配管を延ばして工事をやつたのが、マーシー地区の方は、前の配管をより出して、配管替えをした訳であります。大謝名の方は延長になつております。こう云う工事をやりつつ一般市民への給水工事を続けて来ておりますが、現在宣野湾の水道で給水している栓数が 3,010 栓であります。63 年度の始めの頃までは、その半分位い、とにかく本会計年度で増したのが 1,375 の増しになつております。64 年度では、ほとんどが給水されるんじやないかと思います。今後の問題として、今水道の行つてない地域は 5 号線沿いでありますが、今度のかんばつの場合に 1 番困ったのがこの 5 号線沿いの部落であります。何んとかして今年は 5 号線への配管について計画し起債をもつてこの工事が出来る様にすれば、これが 1 ヲの災害の恒久的な対策にもなると云うので、その計画を進める様に話合つております。以上は大体過ぎた 1 ケ年の歩みであります。これから先どう云うことをして行くかと云うことにつきましては、今度の予算でも直接関係がありますし、各課の方でもこれを総合して大体予算の見積りもしてありますので、その点を一通り申し上げますと、何んと申しましても、これらの事業が十二分に推進されていくには、先ず執行当局と議会が一~~ま~~になつてこれを押し進めるべく努力せにやいかないが、その議会にしても執行当局の職員にしても、充分なる能力を持つて活動するには、それに對する待やうもやらなければいけないと云うことで、議会の場合においても、それは市長は必ず議長と並ぶ政尚又後所の職員におきましても、これは市だけでなしに、政府の地方公務員じやなくて、政府の職員も同じことであります。各市町村とも今度待ぐるの改善に努力されておりますので、本市におきましても、これを実施したいとこう思つてあります。尚先きに申し上げました末端行政の強化については、この議会の済み次第早く各部落にこの自治活動が十二分に盛り上がって、そして市政に協力出来るような体制に指導、助言をして行きたいとこう思つております。更に今まで庶務課において取り扱われた公報や情報を一覧企画室に移して、この活動もこれから大い

に推進したいとこう思つてあります。消防庁會が今度出来上がりまして、被災地の実情をその観察を今度増強したいとこう思つております。被災地の面では、先に年報を見まして、今の所認定した業者によるそれを処理までさせておる様であります。これも今後とも予防注射とか、或はこの塵芥の処理については、たゞ然を圖つて努力をして行きたいとこう思つております。以上の様な今年度の予算に頭をそがれました處でありますが、その他にやりたいと云う事が色々あります。職員が増えてどうしても庁舎におさまらなくなつたので庁舎を増築しようと思つておりますが、残念ながら今度の予算には、その財源が見だせなくて、未だ盛つておりません。ユリの宿題として残つております。

更に又宣傳費を充當に P.R. するに候、それも報光事業とも關係しますが運動要覽を申しますか、いわゆる一式のプリントにして宣傳講演を紹介する様な写真入りのプリントを施行したい、特に今度は一周年にも当るし、とう云うことをやりたいとこう思つておりますが正直さの所、どうしてもこれの捨出が出来ないでこの次にまわす様にしてあります。次は商業経済面で申し上げますと、今までに大体民間が送せられて来るものは除外してあります。それは開港場貿易の対象の対策の補助金を今度それ免除してあります。高麗銀行入資金の投資預金これらも一括され金額がなくなるんじやなしに、6ヶ月貯蓄で融資される様になるんだが、今度貿易実化に対する、ガス及早その操作物の生産コスト削減のため、生産機械の購入補助金を実施してある。2番目に候今度のかんばやかんばつによる所の昨年の被害は今度から農業經營に大きく影響大るので緊急対策として農業振興、馬れいしゆ、これが購入配布し、販賣対策にあつたと、この予算でここに取扱ひあります。尚市商工會議所の補助金を増してある。委託販路も開拓とか、その他色々問題多めでございましたけれども、本年度の予算では、これまだ出するふとが出来なかつたのを残念に思つております。特に新しい課題として商業経済面で放棄資本の回復。その他の技術指導及び予算執行の専門車が登場に入る上受うので、ピックアップ販売を購入する様にしてあります。

尚志真志のハイロッド地区の農業耕造放棄導入には6ヶ月度において、実態調査と改善事業の計画立案が行なわれ着想になつておりますのでこれについてよく政府とも提携して、この事業を推進して行きたいとこう云ふうふうに考えております。水道の方は大体先き申し上げた様に一番大きな仕事より号線の開拓にならかと思います。それを一層起債をしてこの工事が進められる様に準備をして行きたいと、前著天間地域内の検水栓がやつと増えつつあるので、そのままで水圧が弱くなりますのでこれに対するいわゆる対策として開拓地でモイシナに連絡する工事をさせて、尚マーリー地区の方は一層開拓を終了してマーリーを取引する様になつておりますけれども、まだ貿易初めの契約の4月より2ヶ月で支払われているので、何んとかしてこれを早く市貿易を適用して該款金が被取出来る様にして行きたいとこう思つております。それから大御名の水人作場の方に候、あれ以前にその会社の方で施設してあつたが一時無効を認めたるには、買上げをしなければならないので、その買上げも今年度でやつて行きたいとこう思つております。尚これ

に推進したいとこう思つてあります。消防庁舎が今度出来上がりまして消防隊の整備をその陳容を今度増員したいとこう思つております。保健衛生の面では、先に条例を見まして、今の所認定した業者にこれを処理までさせておる様であります。これも今後とも予防注射とか、或はこの鹿の處理については、たえず気を配つて努力をして行きたいとこう思つております。以上の様な今年度の予算に頭をそがれて来た点でありますが、その他にやりたいと云う事が色々あります。職員が増えてどうしても庁舎におさまらなくなつたので庁舎を増築しようとこう思つておりますが、残念ながら今度の予算には、その財源が見だしえなくて、未だ盛つておりません。ユツの宿題として残つております。

更に又宣野湾市を充分にP.R.するには、これも報光事業とも関係しますが市勢要覧と申しますか、いわゆる一さつのプリントにして宣野湾市を紹介する様な写真入りのプリントも発行したい。特に今度は一周年にも当るし、こう云うことをやりたいとこう思つておりますが正直きの所、どうしてもこれの出が出来ないでこの次にまわす様にしてあります。次は産業経済の面で申し上げますと、今までに大体目的が達せられているものは除外してありますが、それは例えば開拓地の対象の対策の補助金を今度これを除いてあります。産購入資金の実資預金これも一応これは全部なくなるんじやなしに、64年度まで継続される様になるんだが、今後貿易自由化に対する。及びその他作物の生産コスト低減のため、生産機材の購入補助金を増額してある。2番目には今度のかんばやかんばつによる所の昨年の被害は今年元から農家経営に大きく影響するので緊急対策として種用種、馬糞いしゅ、これを購入配布し、恒久対策に応じたいと、この予算、ここに取つてあります。尚市商工會議所の補助金を増してある。公共市場も貢除とか、その他色々要望もありましたけれども、本年度の予算では、これをだ出することが出来なかつたのを残念に思つております。特に新しい項目として産業経済面では病害の防除、その他、技術指導及び予算執行の専用車が是非入ると云うので、ピックアップ1台を購入する様にしてあります。

尚志真志のバイロット地区の農業構造改善事業には64年度において、実態調査と改善事業の計画立案が行なわれる様になつておりますのでこれについてはよく政府とも提携して、この事業を推進して行きたいとこう云ふうに考えております。水道の方は大体先の申し上げた様に一番大きな仕事が5号線の配管になるかと思います。これを一様起債をしてこの工事が進められる様に準備をして行きたいと、尚善天間地域内の給水栓がやつと離えつつあるので、そのままでは水圧が弱くなりますのでこれに対するいわゆる対策として開放地でインチに連結する工事をさせて、尚マーシー地域の方は一応配管を改善してメーターも取り付けられる様になつておりますけれども、まだまだ初めの契約の4年5ヶ月で支払われているので、何んとかしてこれを早く市条例を適用して水道料金が徴収出来る様にして行きたいとこう思つております。それから大謝名の木人住宅の方には、あれは前にその会社の方で施設してあつたんだが一応条例を適用するには、買い上げをしなければならないので、その買い上げも今年度でやつて行きたいとこう思つております。尚これ

は 1 ヶ月の計画で赴任されることでもつて行きたいと迷つておひ出ですが、それだけ旅費が増えると云うと市の水道事業も運営運営がやりよくなると、そりやうてとになれば何んとかしてこれをいわゆる恩賜が受水権、水を買つている人にも貢本権にと云う何て、水道の料金を安くしたいとこう思つておひります。次第ヨリ貴い安くすることが出来るんじやないかと云う検討であります。それを平行してこれだけそのための水栓数が増えると云うとどうしても事業を増さねばなりませんので、荷物整理係者一人雇し更に匠師に一人増し、更に詰水係としてそのほか正事の監督をする人以上 3 名を今度水道課に増員したいとこう思つておひります。財政課のこれは今度税務課にかわつて来ると思ひますが、今度これ故政府からも通知がまいつておひます。個別貢産の評価がすくと古いものを使われておつたので、今度新しく政府から取扱われる所の評価標準によつて、それを実施したいとこう思つております。同と並の管理運営につれては、去年監査を実施して、あれだけの立派なと話が過失たんであります。が、予想通り使用されてないで、私達の予想の半分しか使用率が上がつておらんと云うことにせつてあるので、これはヨリは先ず申し上げたフタが該地からそめつぶす頭蓋が減つておるんじやないかとこう思つてあります。河を洗して水と湯が十二晩に使用されて、使用率の取扱が上がる前に努力をして行きたいとこう思つておひります。前施設においては、今後課長の方から仕あそこにボイラーをおいてある。それは使う水はどうしても飲食設備をしたいと云うことでありました。予算の備合で今度の予算でそれを落着することは出来なかつた段であります。それから飲食の強化については、先ず申し上げた點に今後職員を増員して努力し今までの底堅を取り戻して、どうしてこれを激振せらるる被災地復興協議会にあまりするいもゆは、差し押え命令でもつて、実施して行く様な方法が取られんと云うと、このままでもう強しいんじやないかとこう思つてあります。以上が財政課の今度の予算に盛られた所の大体の方針であります。次は建設課土木の関係であります。先ず申し上げた點に算計と、それから区画整理に今まで新規の段階であります。それから土木が政府の補助金によつて進められつづけますが、先ず方針としてはこれが最初に取り扱う様な工事、いわゆる積つてこれを進めて行きたいと、大体寺澤断が東京に 1 件。それから政府の方では補助を付すと予定してありますが、板あの排水工事を除く、これから始める新規開拓してやるかどりかが、はつきりもない段で、課長も一端に政府にも 2、3 回行きましたけれども、向うも忙がしくて未だはつきりした所は、~~雅~~ざりませんが、市としては、どうしてもあの排水工事を施行して、ずっと後も止まず、これをやつて行きたいとこう思つておひります。その他これまでにつきましては各課長からプリントが送られておりますので、それをすつて紙でお上げする様に致しました。一起市長としての今年度における大まかの市政の方針を 말씀致しまして、一ヶ月の監督を今度の方針に替えていきたいと思ひます。

市長～審議方針を終ることに致します。

は 1 ツの計画では是非そこまでもつて行きたいと思つておりますが、これだけ栓数が増えると云うと市の水道事業も充分運営がやりよくなると、そう云うことになれば何んとかしてこれをいわゆる ~~支那~~ が受水者、水を買つている人にも貢本様にと云う何で、水道の料金を安くしたいとこう思つております。大体 14 % 位い安くすることが出来るんじやないかと云う検討であります。それを平行してこれだけその給水栓数が増えると云うとどうしても職員を増さねばなりませんので、滞納整理係を一人贈し更に庶務に一人増し、更に給水係としてその給水工事の監督をする人以上 3 名を今度水道課に増員したいとこう思つております。財政課のこれは今度税務課にかわつて来ると思いますが、今度これは政府からも通知がまいりますが、個定資産の評価がずっと古いものを使われておつたので、今度新しく政府から取扱われる所の評価基準によつて、これを実施したいとこう思つております。尚と場の管理運営については、去年施設を改善して、あれだけの立派なと場が出来たんだありますが、予想通り使用されてないで、私達の予想の半分しか使用料が上がっておらんと云うことになつておるので、これは 1 ツには先き申し上げた ~~タ~~ が減つたからにそのつぶす頭数が減つておるんじやないかとこう思うのであります、何とかしてこのと場が十二分に使用されて、使用料の収益が上がる様に努力をして行きたいとこう思つております。尚施設においては、今後課長の方からはあそこにボイラーをおいてある。それに使う水はどうしても軟化機置をしたいと云うことでありましたが、予算の都合で今度の予算でこれを施行することは出来なかつた訳であります。それから徴税の強化については、先き申し上げた様に今後職員を増員して努力し今までの成績を取り戻して、どうしてちこれを徹底させるには法規通りにあまりするいものは、差し押え命令でもつて、実施して行く様な方法が取られんと云うと、このままでもう難しいんじやないかとこう思つてあります。以上が財政課の今度の予算に盛られた所の大体の方針でありますが、次は建設課土木の関係であります。先き申し上げた様に都計と、それから区画整理に今まで計画の段階であります。それから土木が政府の補助金によつて進められつつありますが、先ず方針としてはこれが都計にマッチする様な工事、いわゆる隣つてこれを進めて行きたいと、大体今道路が志真志に 1 件、それから政府の方では ~~計~~ 製を行ふと予定しておりますが、後あの配水工事が未だ、これから先今年度続行してやるかどうかが、はつきりしないので、課長も一語になつて政府にも 2, 3 回行きましたけれども、向うも忙がしくて未だはつきりした所は、~~ござ~~ ありませんが、市としては、どうしてもあの配水工事を続行して、ずっと後所の前まで、これをやつて行きたいとこう思つております。その他こまかい点につきましては各課長からプリントが出来ておりますので、それをすつて後でお上げする様に致しまして、一応市長としての今年度における大まかの市政の方針をお伝え致しまして、一ヶ年の報告と今後の方針に替えたいと思います。

市長～市長方針を終ることに致します。

では貴様の願に従ひまして、議案第4の議案第17号宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案の理由はそこに示めした通りであります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案は貴様の段階において、総統審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案は貴様の段階で総統審議と致します。

議長～議案第5号宜野湾市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～本案件も該案の工事登と同様の案件であります。この提案の理由に書いた通りであります。

議長～本案の質疑を求めます。

議長～本案については貴様の段階において、総統審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか？

議長～(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案については貴様の段階において、総統審議と致します。

議長～議案第6号宜野湾市報酬及び費用弁償の基準に支給方法を定める条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～先きの17号、工事等の職員の給与はその当該職員の担当も同じ様にその他の議会、その他の費用弁償及び報酬等も改訂を必要と認めますので、これを提案してある訳であります。

では冒程の順に從いまして、冒程第4の議案第17号宣野湾市職員の
与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。書
記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案の理由はそこに示めした通りであります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案は質疑の段階において、継続審議にしたいと思ひますが、御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議長～冒程第5、議案第18号宣野湾市職員等の旅費に関する条例の一部を
改正する条例についてを議題と致します。書記長をして朗読せしめま
す。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～本案件も議案の17号と関連する案件であります、この提案の理由
に書いた通りであります。

議長～本案の質疑を求めます。

議長～本案については質疑の段階において、継続審議にしたいと思ひますが
御異議ございませんか？

議長～(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案については質疑の段階において、継続
審議と致します。

議長～冒程第6、議案第19号宣野湾市報酬及び費用弁償の額及び支給方法
を定める条例の一部を改正する条例についてを上程致します。
書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～先きの17号、18号の職員の給与や或はその他の職員の当月も同じ様
にその他の議会、その他の費用弁償及び報酬等も改訂を必要と認めま
すので、これを提案してある訳であります。

議長～本案に対する質疑を求めます。
議長～本案は質疑の段階において、総統審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階で総統審議と致します。

議長～議案第7号、議案第20号宜野湾市都課設置条例の一部を改正する条例についてを上程致します。書記長をして朗読せしめます。

市長～提案の理由はそこに書いた通りであります。後は御質疑にお答えすることに蒙ります。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案は質疑の段階において、総統審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階で総統審議と致します。

議長～議案第8号、議案第21号宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例についてを上程致します。書記長をして朗読せしめます。

市長～本案件も提案理由は、それは書いてありますので、後は御質疑にお答えしたいと思います。

議長～質休憩をします。(午後1時40分)

議長～再開をします。(午後1時41分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案は質疑の段階において、総統審議に致したと思いますが、御異議ございませんが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階において総統審議と致します。

議長～議案第9号、議案第22号、宜野湾市消防条例についてを上程致します。書記長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する質疑を求めます。
議長～本案は質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議長～日程第7，議案第20号宣野市部課設置条例の一部を改正する条例についてを上程致します。書記長をして朗読せしめます。

市長～提案の理由はそこに書いた通りであります。後は御質疑にお答えすることに致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案は質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議長～日程第8，議案第21号宣野市職員定数条例の一部を改正する条例についてを上程致します。
書記長をして朗読せしめます。

市長～本案件も提案理由は、それに書いてありますので、後は御質疑にお答えしたいと思います。

議長～暫休憩致します。(午後1時40分)

議長～再開致します。(午後1時41分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案は質疑の段階において、継続審議に致したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案件は質疑の段階において継続審議と致します。

議長～日程第9，議案第22号、宣野市消防条例制定についてを上程致します。書記長をして朗読せしめます。

議 長～本件に対する趣旨説明を求めます。

市 長～本案件も提案理由に説明してありますので、後は御質疑にお答えしたいと思つております。

議 長～本件に対する質疑を承認します。

議 長～暫休憩致します。（午後1時45分）

議 長～再開致します。（午後1時56分）

議 長～本件については質疑の段階において、総括審議にしたいと思いますが御異議をさせませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないので、本件は質疑の段階において総括審議と致します。

議 長～議題第10、議案第23号宣誓書市區設置条例を廃止する条例についてを上程致します。

審記長をして朗読せしめます。

議 長～提出者の趣旨説明を求めます。

市 長～本件も提案理由に示した通りであります。

議 長～暫休憩致します。（午後1時48分）

議 長～再開致します。（午後2時）

議 長～本件に対する質疑を承認します。

13番～これを廃止することによつて、どう云うふうな結果が生れるかですね、それを継続することによつてどう云うふうな結果が生じたかですね、その点について廃止することによつて、行政事務とどう云うふうな結果が生ずるかそれを存続することによつて、これは法的効力がどう云うふうに変われるかですね。

市 長～この条例を廃止することによつて、又継続することによつて、どう云うふうな変化が起るかと云う御質問ですが、この条例を継続したつて、これは何の効力もなくなるので、自然これは消滅、何の効力もない様な状態になりますので、これはこの點廃止すべきであつて、継続も出来ない条例じやないかと、こう思う事であります。従つて当然廃止すべきであつて、他には継続しても何の効力もない条例になる。只それだけしか云えません。

議長～本案に対する趣旨説明を求めます。

市長～本案件も提案理由に説明してありますので、後は御質疑にお答えしたいと思つております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。（午後1時45分）
議長～再開致します。（午後1時46分）

議長～本案については質疑の段階において、継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないので、本案は質疑の段階において継続審議と致します。

議長～日程第10、議案第23号宜野湾市区設置条例を廃止する条例についてを上提致します。
書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～本案も提案理由に示した通りであります。

議長～暫休憩致します。（午後1時48分）
議長～再開致します。（午後2時）

議長～本案に対する質疑を求めます。

18番～これを廃止することによつて、どう云うふうな結果が生れるかですね、それを継続することによつてどう云うふうな結果が生まれたかですね、その管理行政面とどう云うふうな関連が生じたかですね、その点について廃止することによつて、行政事務とどう云うふうな結果が生ずるかそれを存続することによつて、これは法的効力はどう云うふうに変われるかですね。

市長～この条例を廃止することによつて、又継続することによつて、どう云うふうな変化が起るかと云う御質問ですが、この条例を継続したつて、これは何の効力もなくなるので、自然これは消滅、何の効力もしない様な好になりますので、これはこの際廃止すべきであつて、継続も出来ない条例じゃないかと、こう思うのであります。従つて当然廃止すべきであつて、他には継続しても何んの効力もない条例になる。只それだけしか云えません。

18番～届止することによつて、常に支障がないと云うふうな御見解ですね、今先の若しこれが届止することなくして、7月1日の適用だと云うふうなお答えであらせましたが、その場合に現在の裏側に裏づいて裏書を進めている形態と、もうユツは定期申告月30日の定期であられる区長と云う職務の2つがあるんだと云うことなんですが、現在は経過規定でもつて、その裏側の適用を受けた区長さんが、おられるを云うことなんですが、若しこれが届止後7月1日からそう云う区長さん方の裏書結果の面について、いかなる措置が講じられるかと云うふうなことを心配するんだが、どう云うふうな措置で持つて空白がない様な措置をお考へてあるか、その点について御説明願います。

市長～いわゆるこの条例によつて、6月まで区長の資格でやつておられる区長さんが定期と共に、この条例もなくなつた。その後は全員事務委託と云うことになりますが、その規程に移るために、どうしてもすぐ區7月1日に切り替える準備の出来てない所は、どうしてか云の發送が得られるまで、今の委託者を更に何ヶ月か或は期間を延長を委託給しなけりやならんじやないかとこう思つております。

18番～この条例は本市においては、6月30日まで定期切れの区長さんがおられまつて、その間行つてからになるんですが、若し6月30日で全区長さんが定期満了と云うことになると、必然的に法で云う所の経過規定も執行するととなるかどうかですね、区長制度と云うものは、全面的に廃除なりまして、その反面経過規定として、その施設しているときですかね、母法がそのとき、区長がおつたその在定期間申込書ですね、尚それを適用すると云う経過規定ですね、現在本市においても6月30までのこの条例は以前の自治法による所のこう云う区長さんがおられるんですが6月30日まで、定期満了と云うことになると、法で云う所の経過規定も自ずから執行だと、だから本市においても何の法則ないと云うことになるかどうかですね、それは市町村において違う所も加れませんが、本市においては、6月30日と云うことになれば、その条例、或は法で云う経過規定も全面的に執行と云うことになるかどうか。

秘書課長～御説明申し上げます。この方はですかね、一応法その他のととしては、先さも車も上昇しました後に、8月30日まで区長についての勤務届出されるが、経過規定と云うものも。いわゆる定期を有する職員の勤務を補助すると云うふうな意味から、假し本法施行の際、退職する料金については、となつておりますので、該則的には8月29日に法と施行して、この制度なくなると、假し法の適用において区長と云うものは経過規定で認めながら、そう云う区長が退職する区と云うものがなくかつたら困ると、そう云う意味で適用の箇で8月30日まで法の適用可能だと云うことで今まで届止の条例が活用されなかつた段でありますが、6月30日を過ぎますと、そう云う適用の面においでも、もう必要がなくなると、自然的に6月30日以後はこの条例は今度あつた場合に法の効力がないと云

18番～廃止することによつて、他に支障がないと云うふうな御見解ですね、今先の若しこれが廃止することなくして、7月1日付の適用だと云うふうなお答えであられましたが、その場合に現在の要領に基づいて事務を進めている形態と、もう一つは任期中9月30日の任期であられる区長と云う職務の2つがあるんだと云うことなんですが、現在は経過規定でもつて、その条例の適用を受けた区長さんが、おられると云うことなんですが、若しこれが廃止後7月1日からそう云う区長さん方の事務継続の面について、いかなる措置が講じられるかと云うふうなことを心配するんだが、どう云うふうな措置で持つて空白がない様な措置をお考えであるか、その点について御説明願います。

市長～いわゆるこの条例によつて、6月まで区長の資格でやつておられる区長さん方が任期と共に、この条例もなくなつた。その後は全員事務委託と云うことになりますが、その規程に移るために、どうしてもすぐ从7月1日に切り替える準備の出来ない所は、どうしてもその後任が得られるまで、今の委託者と更に何ヶ月か或は期間を延長して契約しなけりやならんじやないかとこう思つております。

18番～この条例は本市においては、6月30日まで任期切れの区長さんがおられますので、その間行つてからになると、若し6月30日で全区長さんが任期満了と云うことになると、必然的に法で云う所の経過規程も執行することになるかどうかですね、区長制度と云うものは、全面的に消除なりまして、その反面経過規定として、その生きているときですね、母法がそのとき、区長がおつたその在任期間中はですね、尚それを適用すると云う経過規定ですね、現在本市においても6月30までのこの条例或は以前の自治法による所のこう云う区長さんがおられるんですが6月30日まで、任期満了と云うことになると、法で云う所の経過規も自ずから執行だと、だから本市においても何の法則もないと云うことになるかどうかですね。それは市町村において違うかも知れませんが、本市においては、6月30日と云うことになれば、その条例、或は法で云う経過規定も全面的に執行と云うことになるかどうか。

業務課長～御説明申し上げます。この方はですね、一応法そのものとしては、先きも申し上げました様に、8月30日で区についての何は廃止されると経過規定と云うものも、いわゆる任期を有する職員の身分を補償すると云うふうな意味から、但し本法施行の際、退職する区長については、となつておりますので、原則的には8月23日に法と平行して、この制度はなくなると、但し法の適用において区長と云うものは経過規定で認めながら、そう云う区長が担当する区と云うものがなくなつたら困ると、そう云う意味で適用の面で6月30日までは、適用可能だと云うこと今まで廃止の条例が制定されなかつた訳であります。6月30日を過ぎますと、そう云う適用の面においても、もう必要がなくなると、自然的に6月30日以降はこの条例は今度あつた場合には、効力がないと云

うだけの問題だ音じやなくて、後に進すかしない急倒と云うひとになりませぬので、逃げの急倒になると云ふことがあります。それでこれま
月3日以降については、逃げの急倒をそのまま実践するまで云うことを出来ませんので当然付じゆはつけるべきだと、技術上の形態としては正しいんぢやないかと思つております。

議長～御異議がないものと認め審査に付する質疑者指名する方に渡します。

長～貝崎副協和新規本部長は、新規の販賣者がある事に對して、動員を設立しております。お詫び致します。新規を信託するに付添御興奮御座ります。

(異種魚と呼ぶ) 何を以て種を定めようか? これは問題である。

長～脚具類がないものと認めた本集に対する對応を省略するがとに致します。

以上では既定第23号宝野町市區設置条例を廃止する条例についてを摘要に付します。

うだけの問題だけじやなくて、法に基ずかない条例と云うことになりますので、違法の条例になると云うことが云えると思います。それでこれは6月30日以降については、違法の条例をそのまま設置すると云うことも出来ませんので当然けじめはつけるべきだと、法例上の形態としては正しいんじやないかと思つております。

18番～運用の面になるんですが、何は別として、区そのものの取り扱いはどうであるかですね。

懇意課長～それについては、先に申し上げた様に区及び区長制度が廃止されるんだと云うことで、本市の末端行政はどうあるべきかと云うことで去つた12月に諮問も致しまして、その諮問に基づく今度は新区画の設定をして、その答申を得て、これから施行と云うことになりますが、そう云ふような準備の経過が進められて来た訳であります。それで次のこの答申をえたあの諮問についての施行の段階で御座居ますが、その方は一応7月1日から施行するかどうかについては、私としては一寸何んであります。一応はそう云う方法で廃止されても、それに變る様な方向づけをして施行こうと云うのが今までの経過だつたと見つております。そう云う辺でむすび付ける以外にはないんじやないかと思ひます。

議長～大体質疑もついた様であります。本案に対する質疑を打切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～では討論に入ります。

19番～討論省略の動議を提出致します。

(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今討論省略の動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立しております。お詫び致します。討論を省略することに御異議御座居座居ませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することに致します。

議長～では議案第23号宣野梅市区設置条例を廃止する条例についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め原案第23号宜野湾市区域条例を廃止する件については原案通り可決決定します。

議長～原案第11号議案第24号宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案の趣旨にも示されていますが、今までの慣習として初めから終りまでを含めすべきか、又招集の時刻を示すのであるかを良く解してやくに留ることがありましたので、今後これをはつきりこれに開文化するには、こう云う取扱が必要であると云う意味から提案しております。

議長～留休憩を取ります。(午後2時12分)

議長～再開致します。(午後2時20分)

議長～本案に対する質疑を求めてます。

議長～本案は質疑の段階で総括審議にしたいと思いますが御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階において、総括審議と致します。

議長～原案第1・2号議案第25号宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例を議題と致します。
審議長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めてます。

市長～提案理由を出してありますので後は御質疑にお答えしたいと思います。

議長～暫く休憩取ります。(午後2時25分)

議長～再開致します。(午後2時26分)

議長～本案に対する質疑を求めてます。

議長～本案については質疑の段階において総括審議にしたいと思いますが御異

議長～原案に御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め議案第23号宣野湾市区設置条例を廃止する条例については原案通り可決決定致します。

議長～日程第11議案第24号宣野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案の理由にも示めされておりますが、今までの何に会期として初めから終りまでを示めすべきか、又招集の時期を示すのであるかを良く解しやくに困ることがありましたので、今後これをはつきりこれに明文化するには、こう云う改訂が必要であると云う意味から提案してあります。

議長～暫休憩致します。(午後2時12分)

議長～再開致します。(午後2時20分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案は質疑の段階で継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階において、継続審議と致します。

議長～日程第12議案第25号宣野湾市上下水道給水条例の一部を改正する条例を議題と致します。

書記長をして朗読せしめます、

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～提案理由を出してありますので後は御質疑にお答えしたいと思います。

議長～暫く休憩致します。(午後2時25分)

議長～再開致します。(午後2時26分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案については質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異

議さざいませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案については質疑の段階において総統審議と致します。

議長～首程第13、議案第26号基本財産基金の一括会計への繰り入れについてを議題と致します。
書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～その要案の一番下に書いてあるのが、この理由になつております。あとは御質疑にお答え致します。

議長～暫休憩致します。(午後2時30分)
議長～再開致します。(午後2時31分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案については質疑の段階で総統審議にしたいと思いますが御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階で総統審議と致します。

議長～(暫休憩致します。午後2時32分)
議長～再開致します。(午後2時33分)

議長～首程第14、陳情第9号市道の道路工事(側溝を含む)早期施行方針についてを議題と致します。
書記長をして朗読せしめます。

議長～暫休憩致します。(午後2時35分)
議長～再開致します。(午後2時36分)

議長～本陳情は質疑の段階において総統審議に付したいと思いますが御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本陳情は質疑の段階において総統審議と致し

議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案については質疑の段階において継続審議と致します。

議長～日程第13. 議案第26号基本財産基金の一般会計への繰り入れについてを議題と致します。
書記長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～その提案の一番下に書いてあるのが、この理由になつております。あとは御質疑にお答え致します。

議長～暫休憩致します。(午後2時30分)
議長～再開致します。(午後2時31分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～本案については質疑の段階の継続審議にしたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議長～(暫休憩致します。 午後2時32分)
議長～再開致します。(午後2時33分)

議長～日程第14. 陳情第5号市道の道路工事(側溝を含む)早期施行方陳情についてを議題と致します。
書記長をして朗読せしめます。

議長～暫休憩致します。(午後2時35分)
議長～再開致します。(午後2時36分)

議長～本陳情は質疑の段階において継続審議に付したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本陳情は質疑の段階において継続審議と致し

します。

議長～暫休憩致します（午後2時40分）

議長～再開致します。（午後2時58分）

議長～休憩中にお話し申し上げました様に宜野湾市体育協会長，安次富盛信
××氏より賛成が参つておりますが，受選して目標に追加することに
御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がない様でありますので，日程第~~二四~~，12陳情第6号市体協
への助成方陳情についてを追加願います。

議長～暫休憩致します。（午後3時2分）

議長～再開致します。（午後3時5分）

議長～休憩中に申請り致しました様に日程の一項を更変致します。

議長～日程の17，18，19，20，21を1つづつとして日程の22
23を入れかえ致します。

議長～日程の17に陳情第6号，それから日程の18に陳情7号，日程の1
9に陳情第14号日程の20に陳案第15号，日程第21，陳案第1
2号，書記録第22，陳案第13号，日程第23号，一般質問

議長～暫休憩致します。（午後3時7分）

議長～再開致します。（午後3時8分）

議長～日程第27，陳情第6号市体協への助成方についてを上程致します。
書記長をして朗読せしめます。

議長～本件は質疑の段階において総統審議にしたいと思ひますが御異議が御
異ぎませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階で総統審議と致します。

議長～日程第18陳情第7号市体協への助成方につれてを上程致します。
書記長をして朗読せしめます。

議長～本案も質疑の段階で総統審議にしたいと思ひますが御異議ございません

します。

議長～暫休憩致します（午後2時40分）

議長～再開致します。（午後2時58分）

議長～休憩中にお話し申し上げました様に宜野湾市体育協会長、安次富盛信
氏より陳情が参つておりますが、受理した日程に追加することに
御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がない様でありますので、日程第2-2、12陳情第6号市体協
への助成方陳情についてを追加願います。

議長～暫休憩致します。（午後3時2分）

議長～再開致します。（午後3時5分）

議長～休憩中にお詫び致しました様に日程の一部を変更致します。

議長～日程の17、18、19、20、21を1つづつずらして日程の22
23を入れかえ致します。

議長～日程の17に陳情第6号、それから日程の18に陳情7号、日程の1
9に議案第14号日程の20に議案第15号、日程第21、議案第1
2号、日程第22、議案第13号、日程第23号、一般質問

議長～暫休憩致します。（午後3時7分）

議長～再開致します。（午後3時8分）

議長～日程第17、陳情第6号市体協への助成方についてを上程致します。
書記長をして朗読せしめます。

議長～本案は質疑の段階において継続審議にしたいと思いますが御異議が御
ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議長～日程第18陳情第7号市道族会への助成第につけてを上程致します。
書記長をして朗読せしめます。

議長～本案も質疑の段階で継続審議にしたいと思いますが御異議ございませ

んか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階で総統審議と致します。

議長～質体憩養します。(午後3時10分)

議長～再開議します。(午後3時30分)

議長～本日の日程はこれを終以て全部終了致しましたのでこれを以つて本日の会議を終ることに致します。尚明早は午前10時より再開致します。

議長～散会(午後3時31分)

んか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階で継続審議と致します。

議長～暫休憩致します。(午後3時10分)

議長～再開致します。(午後3時30分)

議長～本日の日程はこれを締めて全部終了致しましたのでこれを以つて本日の会議を終ることに致します。尚明後は午前10時より再開致します。

議長～散会 (午後3時31分)